

**(仮称) 海老名市都市交通マスタープラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル
提案評価基準**

(仮称) 海老名市都市交通マスタープラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準(以下「本評価基準」という。)は、次のとおりと定めます。

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、一次審査及び二次審査において適用します。

(2) 評価方法

(仮称) 海老名市都市交通マスタープラン策定業務委託事業者選定委員会委員(以下「選定委員」という。)は、「評価基準表」(別表第1及び別表第2)の「評価の視点」(以下「評価の視点」という。)に基づき評価します。

(3) 評価の段階等

評価の段階、基準及び評価点は、次のとおりとします。

評価の段階	基準	評価点
A	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。	配点×1.0
B	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、優れている。	配点×0.8
C	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。	配点×0.6
D	「評価の視点」の内容等に関して、やや不十分である。	配点×0.4
E	「評価の視点」の内容等に関して、不十分である。	0点

(4) 順位

ア 選定委員ごとに、合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出します。

イ 評価に「E」が1つ以上ある当該提案者又は選定委員全員の評価点の合計点が満点の60%以下の点数の当該提案者については、選外と取り扱うものとし、次のウの対象から除外します。

ウ 提案者の順位点は、次のとおりとします。

一次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以下…0点
二次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点

エ 選定委員全員の順位点の合計点に基づき、一次審査及び二次審査における提案者順位を決定します。ただし、二次審査における各選定委員の順位点は、一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計点数により順位点を付与します。

(5) 選定委員全員の順位点の合計点数が同じ点数であった場合の取り扱い（一次審査及び二次審査共通）

次のとおり上位者を決定します。

ア 「評価基準表」の「企画提案」の合計点（二次審査の場合は、一次審査と二次審査の「企画提案」の合計点）が高い者

イ アにより上位者が決定できない場合は、「評価基準表」の「提案者の適格性」の合計点が高い者

ウ イにより上位者が決定できない場合は、提出された見積金額の低い者

別表第1（第2号、第3号、第5号関係） 評価基準表（一次審査）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の適格性	企業規模	企業の業務内容から本業務に適しているか。	5
	業務実績	業務実績の規模、件数等が十分であるか。 【同種業務実績】 4件以上:A 3件:B 2件:C 1件:D	5
	業務実施体制	配置担当者の役割分担が妥当であるか。	5
業務担当者の適格性	管理技術者の業務実績	業務実績の規模、件数等が十分であるか。 【同種業務実績】 3件以上:A 2件:B 1件:C 0件:D	5
企画提案	提案課題Ⅰ	業務遂行にあたり実施方針、スケジュール等が適切かつ具体的に示されているか。	10
	提案課題Ⅱ	海老名市の地域特性等を理解し、客観的資料等に基づき、的確な現状把握・課題設定が示されているか。	10
	提案課題Ⅲ	課題設定と解決方法に一貫性があり、海老名市の地域特性等をふまえた具体的な課題解決方法が示されているか。	10
合計			50

別表第2（第2号、第3号、第5号関係）評価基準表（二次審査）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
担当者の評価	プレゼンテーション	全体的に明解な説明であり、かつ、業務への理解、取組み姿勢が強く感じられるか。	5
	ヒアリング	全体的に質問に対し、明解な回答であり、かつ、業務への理解、取組み姿勢が強く感じられるか。	5
企画提案	提案課題Ⅰ	業務の実施方針やスケジュールに実現性があるか。	10
	提案課題Ⅱ	客観的資料、先進事例等に基づく説得力のある提案であるか。 また、現状把握に向けたアプローチ手法に具体性があるか。	15
	提案課題Ⅲ	課題設定と解決方法に一貫性があり、客観的資料、先進事例等に基づく説得力のある提案であるか。 また、課題解決に向けたアプローチ手法に具体性があるか。	15
合計			50